

# 感染症法第13条第1項に基づく 意図的に感染させた動物の 獣医師届出について

平成26年1月  
厚生労働省健康局結核感染症課

# 感染症法第13条第1項に基づく意図的に感染させた動物の獣医師届出について

## 現状・課題

- 感染症法第13条第1項に基づき、政令で定める感染症及び当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして、届出動物を定めている。
- 獣医師は、届出動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、ただちに保健所を経由して、都道府県知事に届出。
- 法第13条第1項には、発生要因に関する規定がなく、自然感染又は実験感染の別にかかわらず全て届出を行う必要があり、不必要な届出がなされる場合がある。
- 平成18年6月に、獣医師届出様式を一部改変するとともに、都道府県に対し、実験感染させた動物が届出された場合、感染症発生動向調査システム入力せず、直接当課にFAXで報告を行うよう通達。
- なお、2010年以降、当課への報告はほとんど無い。（報告実績）2006年11件、2007年19件、2008年7件、2009年2件

（参考）感染症法第13条第1項に基づく獣医師の届出対象感染症及び動物

感染症	動物	施行日	感染症	動物	施行日
エボラ出血熱、マールブルグ病	サル	平成11年4月1日	鳥インフルエンザ(H5N1)	鳥類	平成18年6月12日
ペスト	プレーリードッグ	平成15年3月1日	結核	サル	平成19年4月1日
重症急性呼吸器症候群(SARS)	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン	平成15年7月14日	鳥インフルエンザ(H7N9)	鳥類	平成25年5月6日
細菌性赤痢	サル	平成16年10月1日			
ウエストナイル熱	鳥類				
エキノコックス症	犬				

## 論点

- 動物での感染症発生状況から、我が国の動物由来感染症の発生動向を把握することを目的としていることから、法の趣旨に鑑み、試験・研究を目的として意図的に感染させた動物での発生については、法13条第1項に基づく獣医師の届出対象から除外してはどうか。（法律改正により、除外規定を設ける必要）